

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月25日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北4丁目1番28号
【電話番号】	03(5212)8790
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上中 淳行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北4丁目1番28号
【電話番号】	03(5212)8790
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上中 淳行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 894,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年3月25日開催の定時株主総会において、取締役選任議案について承認されたことに伴い、平成22年2月22日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

### 第三部 追完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	40,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 本件第三者割当増資は、平成22年2月22日(月)開催の取締役会決議に基づくものであり、平成22年3月25日開催予定の当社定時株主総会において、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が承認されることが条件となります。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	40,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 本件第三者割当増資は、平成22年2月22日(月)開催の取締役会決議に基づくものであり、平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が承認されることが条件となっておりましたが、同株主総会で選任の承認を得ております。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

(1) SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED

c 割当予定先の選定理由

(訂正前)

(前略)

今般の第三者割当の引受けに関して、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDでは、上記のようなSEQUEDGE ASA CAPITAL LIMITEDを介した事業展開と異なり、新たな事業参画スタイルが予定され、具体的には、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED自体の事業をさらに強化するために、組織体として当社への出資を行うことを決め、当該割当資金を確保するために増資と借入金実行による資金調達を行い、一定期間を前提に、当社事業を理解する人材を役員として経営に係わせ、2004年より白井一成氏が築いてきた中国を中心とした事業ネットワークを通じて、今後さらなる拡大が見込まれるアジア市場での事業基盤構築、現地企業との提携を通じ、当社の企業価値を高められるものと期待されます。具体的には、割当先より当社経営の中核に関与する人材として、狩野仁志氏を当社取締役候補にご指名頂いております。狩野仁志氏は、現在SEQUEDGE ASA CAPITAL LIMITEDの代表取締役をされており、邦銀や外資系金融機関など金融ビジネスでの豊富な経験とともに実践的な立場から今後の当社の事業展開において大きな役割を果たして頂けるものと期待しております。当社は、これを受けまして、本件第三者割当に係る承認決議がなされた平成22年2月22日（月）開催の当社取締役会決議において、平成22年3月25日開催予定の当社定時株主総会において狩野仁志氏を取締役に選任することを議案とすることを併せて承認いたしました。このような方針から、第三者割当に際しては、割当予定株式に相当する資金が白井一成氏よりSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDに資本及び貸付金として注入され、また、将来的にSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDグループより役職員を迎え入れる予定です。

当社の実績とブランド力とSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDによってもたらされる財務基盤の強化と中国・アセアンへの事業進出の可能性は、当社の企業価値回復を加速できるものと考えております。具体的には、既に、同氏より中国に於ける事業提携先の候補も提示されており、今回の増資完了後速やかに中国・アセアンでの事業展開を進められるものと考えております。

(訂正後)

(前略)

今般の第三者割当の引受けに関して、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDでは、上記のようなSEQUEDGE ASA CAPITAL LIMITEDを介した事業展開と異なり、新たな事業参画スタイルが予定され、具体的には、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED自体の事業をさらに強化するために、組織体として当社への出資を行うことを決め、当該割当資金を確保するために増資と借入金実行による資金調達を行い、一定期間を前提に、当社事業を理解する人材を役員として経営に係わせ、2004年より白井一成氏が築いてきた中国を中心とした事業ネットワークを通じて、今後さらなる拡大が見込まれるアジア市場での事業基盤構築、現地企業との提携を通じ、当社の企業価値を高められるものと期待されます。具体的には、割当先より当社経営の中核に関与する人材として、狩野仁志氏を当社取締役候補にご指名頂いております。狩野仁志氏は、現在SEQUEDGE ASA CAPITAL LIMITEDの代表取締役をされており、邦銀や外資系金融機関など金融ビジネスでの豊富な経験とともに実践的な立場から今後の当社の事業展開において大きな役割を果たして頂けるものと期待しております。当社は、これを受けまして、本件第三者割当に係る承認決議がなされた平成22年2月22日（月）開催の当社取締役会決議において、平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において狩野仁志氏を取締役に選任することを議案とすることを併せて承認いたしました。このような方針から、第三者割当に際しては、割当予定株式に相当する資金が白井一成氏よりSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDに資本及び貸付金として注入され、また、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDグループより役職員を迎え入れております。

当社の実績とブランド力とSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDによってもたらされる財務基盤の強化と中国・アセアンへの事業進出の可能性は、当社の企業価値回復を加速できるものと考えております。具体的には、既に、同氏より中国に於ける事業提携先の候補も提示されており、今回の増資完了後速やかに中国・アセアンでの事業展開を進められるものと考えております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

(訂正前)

(前略)

今般の第三者割当増資が大規模なものであることから、上記のような取締役会の判断については、出席された各監査役にその議論の経緯を厳格にモニタリングして頂き、適正に手続きが実施されたことを監視して頂くとともに、必要なご意見を頂

戴しました。そのうえで、下記のような企業行動規範上の手続きを講じ、取締役会の判断した大規模な第三者割当の必要性及び相当性と取締役会の承認手続きの適正性について第三者委員会のご意見を求めたところ、下記のとおり、本件第三者割当手続きの適正性を確保するためには、株主の意思確認を行うことが望ましいとのコメントを頂きました。当社取締役会は、第三者委員会のコメントを受けて、手続きの適正性を含めた本件第三者割当の相当性の確保について検討した結果、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを本件第三者割当の条件とする方法により株主の意思確認を行うことと致しました。

(中略)

今般の第三者割当増資に関して、当社は、同 a . 条項に基づき、本件第三者割当増資について利害関係を有さない経営者から独立した者である社外取締役と独立した外部専門家である弁護士及び公認会計士の3名からなる第三者委員会を組成し、同委員会に対し、本件第三者割当の必要性および相当性と取締役会の承認手続きの適正性について意見を求めました。なお、当該弁護士及び公認会計士の選任に当たっては、独立性とともに、第三者割当増資に対する専門性や実務経験、金融業界への関与度合い等を勘案してこれを行いました。当該第三者委員会から、意見提出に先立って、本件第三者割当が、希釈化率が100%を超えて支配株主の異動を伴う大規模な第三者割当増資であり、当社の経営基盤及び経営方針の大幅な転換となるため、株主・投資者の利益保護及び市場の信頼維持を目的とする上記企業行動規範の趣旨からは、手続きの適正性を確保するために上記 b . 条項に基づく株主の意思確認を行うことが望ましいとのコメントが出されました。これに対して当社取締役会は、第三者委員会のコメントを受け容れて、上記のとおり、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを本件第三者割当の条件とする方法により株主意思を確認することと致しました。

(中略)

上記手続きを経て、当該第三者委員会からは、財務基盤安定のための資本充実及び収益構造の転換のための資本増強の観点並びに割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件とする方法により株主意思が確認されることから、本件第三者割当の必要性および相当性には問題がないとの意見を入手しております。

(訂正後)

(前略)

今般の第三者割当増資が大規模なものであることから、上記のような取締役会の判断については、出席された各監査役にその議論の経緯を厳格にモニタリングして頂き、適正に手続きが実施されたことを監視して頂くとともに、必要なご意見を頂戴しました。そのうえで、下記のような企業行動規範上の手続きを講じ、取締役会の判断した大規模な第三者割当の必要性及び相当性と取締役会の承認手続きの適正性について第三者委員会のご意見を求めたところ、下記のとおり、本件第三者割当手続きの適正性を確保するためには、株主の意思確認を行うことが望ましいとのコメントを頂きました。当社取締役会は、第三者委員会のコメントを受けて、手続きの適正性を含めた本件第三者割当の相当性の確保について検討した結果、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されることを本件第三者割当の条件とする方法により株主の意思確認を行いました。

(中略)

今般の第三者割当増資に関して、当社は、同 a . 条項に基づき、本件第三者割当増資について利害関係を有さない経営者から独立した者である社外取締役と独立した外部専門家である弁護士及び公認会計士の3名からなる第三者委員会を組成し、同委員会に対し、本件第三者割当の必要性および相当性と取締役会の承認手続きの適正性について意見を求めました。なお、当該弁護士及び公認会計士の選任に当たっては、独立性とともに、第三者割当増資に対する専門性や実務経験、金融業界への関与度合い等を勘案してこれを行いました。当該第三者委員会から、意見提出に先立って、本件第三者割当が、希釈化率が100%を超えて支配株主の異動を伴う大規模な第三者割当増資であり、当社の経営基盤及び経営方針の大幅な転換となるため、株主・投資者の利益保護及び市場の信頼維持を目的とする上記企業行動規範の趣旨からは、手続きの適正性を確保するために上記 b . 条項に基づく株主の意思確認を行うことが望ましいとのコメントが出されました。これに対して当社取締役会は、第三者委員会のコメントを受け容れて、上記のとおり、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されることを本件第三者割当の条件とする方法により株主意思を確認致しました。

(中略)

上記手続きを経て、当該第三者委員会からは、財務基盤安定のための資本充実及び収益構造の転換のための資本増強の観点並びに割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されることを条件とする方法により株主意思が確認されることから、本件第三者割当の必要性および相当性には問題がないとの意見を入手しております。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

#### (1) 株式の希薄化について

(訂正前)

(前略)

なお、今回の新株式発行により発行する株式の数及び希薄化の規模について、本件第三者割当増資について利害関係を有さない経営者から独立した者である社外取締役と独立した外部専門家である弁護士及び公認会計士の3名からなる第三者委員会から、今回の新株発行について、その必要性および相当性が相当程度認められ、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件とすることにより、取締役会の承認手続きの適正性も認められる旨の意見を取得していることは第1部第3の6記載のとおりです。

(訂正後)

(前略)

なお、今回の新株式発行により発行する株式の数及び希薄化の規模について、本件第三者割当増資について利害関係を有さない経営者から独立した者である社外取締役と独立した外部専門家である弁護士及び公認会計士の3名からなる第三者委員会から、今回の新株発行について、その必要性および相当性が相当程度認められ、割当予定先が指名する取締役候補者である狩野仁志氏の取締役選任に関する議案が平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されることを条件とすることにより、取締役会の承認手続きの適正性も認められる旨の意見を取得していることは第1部第3の6記載のとおりです。